

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 実 施 計 画	
1	教育実習の内容及び成績評価等
①	教育実習の時期 中学校、高等学校とも4年次生の原則として6月
②	教育実習の実習期間・総時間数 中学校3～4週間（120時間～180時間） 高等学校2週間（60時間）
③	実習校の確保の方法 ・協力校への依頼 ・学科などが協力を求めた学校への依頼
④	実習内容 中学校 ①教師生活の体験（20時間） ②授業参観（20時間） ③授業担当（15時間）、うち研究授業3時間 ④道徳教育の研究（10時間） ⑤特別活動の研究と実践（20時間） ⑥進路相談の技術（5時間） ⑦教育相談の技術の修得と実際（5時間） ⑧生徒指導の研究（10時間） ⑨その他（教育実務の修得等、15時間） 高等学校 ①教師生活の体験（10時間） ②授業参観（10時間） ③授業担当（8時間）、うち研究授業2時間 ④特別活動の研究と実践（10時間） ⑤進路相談の技術（5時間） ⑥教育相談の技術の修得と実際（7時間） ⑦生徒指導の研究（5時間） ⑧その他（教育実務の修得等、5時間）
⑤	実習生に対する指導の方法 ・教科担当教員が巡回指導する。 ・必要に応じて、「教職課程」研究室の教員が重ねて巡回指導する。 ・必要に応じて、実習期間中もしくは終了後に、教科担当教員と「教職課程」研究室の教員が個別指導する。 ・なお、教育実習期間中の通常授業については、「教員養成教育委員会」の要請に応じて、当該授業の担当者が個別に指導して、相当時間数を補完するよう努めている。
⑥	教育実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 (評価基準) A+・・・「教育実習」の目標を十分に達成し、優れた実践的指導力をもつと認められる者 A・・・「教育実習」の目標を十分に達成し、実践的指導力をもつと認められる者 B・・・「教育実習」の目標を達成し、実践的指導力をもつと認められる者 C・・・「教育実習」の目標を達成したと認められる者 F・・・「教育実習」の目標を達成したと認められない者 (評価方法) 授業担当者（「教職課程」研究室主任）が、下記の評価材料に基づいて判定する。

- ・実習校の評価票
- ・実習生が所属する学科の教員の実習校巡回報告書および所見
- ・実習生が記入する教育実習日誌などの実習報告
- ・実習生および実習校の指導教諭との面談（必要と認められる場合）

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

（事前指導）

前年度から5月中旬までの期間に32時間

（事後指導）

実習終了後に4時間

② 内容（具体的な指導項目）

教育実習の事前指導は「教育実習講義」（1単位）として3年次生に担当している

（事前指導「教育実習講義」）

- ① 教育実習の目的と内容
- ② 教育実習、過去の経験と課題
- ③ 教育実習の実際（本学作成のVTRなど）
- ④ 教育実習の諸課題1（模擬授業、教案・板書・授業運営・生徒指導など）
- ⑤ 教育実習の諸課題2（模擬授業、教案・板書・授業運営・生徒指導など）
- ⑥ 教科指導の実際1（現場教師による指導）
- ⑦ 教科指導の実際2（現場教師による指導、とくに指導案の作成法）
- ⑧ 総括

以上の正規授業時間のほかに、個別指導を行う。

（事前指導「人権教育」）

- ⑨ 教育実習に際してとくに配慮すべき人権上の事項（奈良県高等学校人権教育研究会に属する現場教師による講話）

（事後指導）

- ① 実習報告の作成
- ② 実習を総括するレクチャーと振り返り課題の実施
- ③ 免許申請について

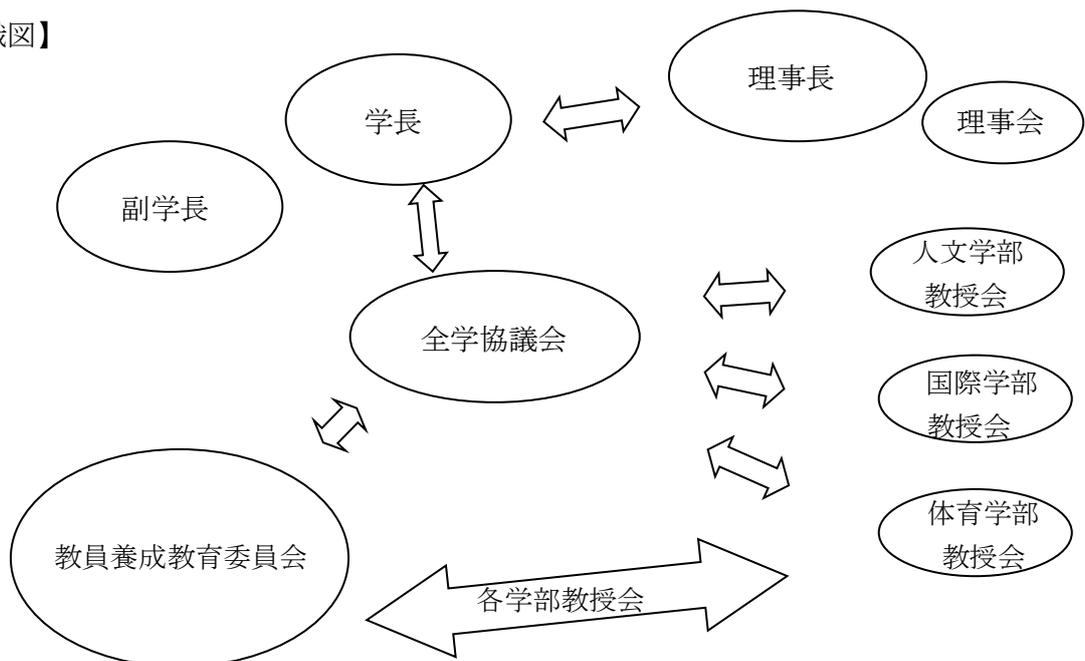
以上のほか、必要に応じて個別に事後指導を行う。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
教員養成教育委員会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
 - (1) 副学長。もしくは学長が指名する専任教員
 - (2) 教職課程を置く各学部長が推薦する当該学部各学科の専任教員 各1名、
ただし体育学部体育学科については2名
 - (3) 教職課程の専任教員
 - (4) 学務部長
 - (5) その他、必要に応じて委員長が認める本大学専任教員 若干名
- ・ 委員会等の運営方法
 - ・ 委員長は副学長、もしくは学長が指名する専任教員がこれにあたる。
 - ・ 本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
 - ・ 教員養成教育を全学的な指導体制のもとで、適切に運営するため、
 - ① 教員養成教育の理念および方針に関すること
 - ② 教員養成カリキュラムの編成、検証および改善に関すること
 - ③ 「教職指導」の企画、立案および実施に関すること
 - ④ 「教育実習」など、必要な科目の実施と評価に関すること
 - ⑤ 教育実習校および教育委員会との連携協力に関すること
 - ⑥ その他教員養成教育に関する必要事項
 について審議し、学長のもとに遂行を図っていく。
 - ・ 必要な事項は、全学協議会に諮り、審議する。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

- ① 「卒業論文」または「卒業研究」、「卒業課題研究」の履修登録が認められる者であること。
 ② 次の科目（単位）を修得していること

科目名	単位	備考	
日本国憲法	2	「 いずれか 1 科目 」	
コンピュータ入門	2		
情報処理	2		
教育原理	2		
教職論	2		
学校教育社会学	2		
学校教育心理学	2		
特別な支援を必要とする生徒の理解	2		
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2		
教育実習講義	1		
人権教育論 1	2		
人権教育論 2	2		
各教科指導法 1	2		「 ※ 」
各教科指導法 2	2		
教科に関する専門的事項の各科目	15		

※ 教育実習で実際に担当する教科の教科指導法（1～2）の単位を修得すること。

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 50 学級、高等学校 47 学級
○	×	学校名	私立天理中学校（奈良県天理市柚之内町 827 番地） 学級数：12 生徒数：450 人
		教員数	29 人 （内訳）教諭 17 人、 助教諭 0 人、 講師 11 人、 養護教諭 1 人
○	×	学校名	私立天理高等学校第一部（全日制）（奈良県天理市柚之内町 1260 番地）学級数：35 生徒数：1258 人
		教員数	76 人 （内訳）教諭 58 人、 助教諭 0 人、 講師 18 人、 養護教諭 0 人
○	×	学校名	私立天理高等学校第二部（定時制）（奈良県天理市柚之内町 1260 番地）学級数：12 生徒数：363 人
		教員数	36 人 （内訳）教諭 22 人、 助教諭 0 人、 講師 14 人、 養護教諭 0 人
○	×	教育委員会名	天理市教育委員会
			中学校：4 校

実習生受入承諾書

令和4年10月28日

天理大学長
永尾 教昭 殿

天理中学校
校長 島 幹典

天理大学における「教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定」の際は、下記により、教育実習の受け入れを承諾します。

記

1. 実習生所属学部・学科 人文学部宗教学科、国文学国語学科、歴史文化学科
国際学部韓国・朝鮮語学科、中国語学科、英米語学科、
外国語学科、国際文化学科
2. 実習時期・期間 6月を基準とした4週間
ただし、高等学校教員免許のみ取得希望学生については
2週間。
3. 実習受入条件 ①実習生は、教員志望の意志が明確であること。
②実習生は、受入校の教育方針に従い、正常な教育活動を妨
げないよう、誠実に実習すること。
③大学は、実習校との連絡を密にとり、教育実習に係る全て
の責任を負うものとする。

以上

実習生受入承諾書

令和4年10月26日

天理大学長
永尾 教昭 殿

天理高等学校第一部
校長 竹森 博志

天理大学における「教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定」の際は、下記により、教育実習の受け入れを承諾します。

記

1. 実習生所属学部・学科 人文学部宗教学科、国文学国語学科、歴史文化学科
国際学部韓国・朝鮮語学科、中国語学科、英米語学科、
外国語学科、国際文化学科
2. 実習時期・期間 6月を基準とした4週間
ただし、高等学校教員免許のみ取得希望学生については
2週間。
3. 実習受入条件 ①実習生は、教員志望の意志が明確であること。
②実習生は、受入校の教育方針に従い、正常な教育活動を妨
げないよう、誠実に実習すること。
③大学は、実習校との連絡を密にとり、教育実習に係る全て
の責任を負うものとする。

以上

実習生受入承諾書

令和4年11月1日

天理大学長
永尾 教昭 殿

天理高等学校第二部
校長 竹森 博志

天理大学における「教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定」の際は、下記により、教育実習の受け入れを承諾します。

記

1. 実習生所属学部・学科 人文学部宗教学科、国文学国語学科、歴史文化学科
国際学部韓国・朝鮮語学科、中国語学科、英米語学科、
外国語学科、国際文化学科
2. 実習時期・期間 6月を基準とした4週間
ただし、高等学校教員免許のみ取得希望学生については
2週間。
3. 実習受入条件 ①実習生は、教員志望の意志が明確であること。
②実習生は、受入校の教育方針に従い、正常な教育活動を妨
げないよう、誠実に実習すること。
③大学は、実習校との連絡を密にとり、教育実習に係る全て
の責任を負うものとする。

以上

実習生受入承諾書

令和4年10月26日

天理大学長
永尾 教昭 殿

天理市教育委員会
教育長 伊勢 和彦

天理大学における「教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定」の際は、下記により、教育実習の受け入れを承諾します。

記

1. 実習生所属学部・学科 人文学部宗教学科、国文学国語学科、歴史文化学科
国際学部韓国・朝鮮語学科、中国語学科、英米語学科、
外国語学科、国際文化学科
2. 実習時期・期間 6月を基準とした4週間
ただし、高等学校教員免許のみ取得希望学生については
2週間。
3. 教育実習校 天理市立北中学校、天理市立南中学校
天理市立西中学校、天理市立福住中学校
4. 実習受入条件 ①実習生は、教員志望の意志が明確であること。
②実習生は、受入校の教育方針に従い、正常な教育活動を妨げないよう、誠実に実習すること。
③大学は、実習校との連絡を密にとり、教育実習に係る全ての責任を負うものとする。

以上